塩尻市障がい者福祉プラン （素案　概要版）

第十次塩尻市障がい者福祉推進プラン　／　第８期塩尻市障害福祉計画・第４期塩尻市障害児福祉計画

計画期間：令和９（2027）年度 ～ 令和11（2029）年度

令和９（2027）年３月　塩尻市

第１章　計画の策定にあたって

■ １　計画策定の背景

障がい者の自己決定の尊重と意思決定支援を基本に、地域生活への移行・継続、就労支援、相談支援体制の充実、インクルージョンの推進などが国の基本指針で求められています。

R3.6	障害者差別解消法 改正　…事業者の合理的配慮の提供を義務化（R6.4施行）
R4.5	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 制定
R4.6	児童福祉法 改正　…障害児入所施設の22歳までの入所継続を可能に
R4.10	障害者総合支援法 改正　…地域生活の支援体制の充実（R6.4一部施行）
R7.5	災害対策基本法 等改正　…施設・事業所の耐災害性強化など
R7.6	手話施策推進法 施行　／　R7.12 高次脳機能障害者支援法 成立
R8.3	国の基本指針 全部改正　…意思決定支援、虐待防止、地域共生社会、居住支援
R8.7	医療的ケア児等支援法 改正　…「18歳の壁」の解消など（R9.4施行予定）

- **長野県**：「長野県障がい者プラン2024」に基づき施策を推進。第８期県障害福祉計画等を策定
- **本　市**：手話言語条例（R4施行）。第九次プラン等の期間終了に伴い、体制の機能強化とサービスの質の向上を目指して新計画を策定

■ ２　計画の位置づけ

計画	法的根拠	策定の目的
第十次塩尻市障がい者福祉推進プラン	障害者基本法 第11条第３項	障がい者施策の基本的方向性を定める
第８期塩尻市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第１項	障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備するための数値目標・見込量・方策を設定（第５章）
第４期塩尻市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20第１項	

３計画を「塩尻市障がい者福祉プラン」として一体的に策定。第六次総合計画・第四次地域福祉計画を上位計画とし、いきいき長寿計画・健康づくり計画・こども計画等と連携し、国・県の計画との整合を図ります。

■ ３　計画の期間

R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）
前プラン（第九次・第７期・第３期）			本プラン（３年間）		

第六次総合計画の中期戦略（第２期：R9～R11）と一体的に推進。制度改正や報酬改定等の大きな変化があれば期間中でも見直します。

■ ４　見直しの考え方・推進体制

- 前プランを引き継ぎつつ、法改正・国の新たな基本指針、取組の成果と課題、アンケート調査、自立支援協議会等で把握した現状を反映
- 障害福祉計画・障害児福祉計画は成果目標を継承し、機能強化とサービスの質的向上に重点
- 庁内連携、関係団体・自立支援協議会との連携、地域福祉推進協議会等で市民の声を反映し、施策の効果と課題を継続的に検証・改善

第２章　本市の障がい者福祉の状況

■ １　障がい者の状況

総人口（R7）
65,442 人
H17をピークに減少。高齢化率29.4%

身体障がい者（R8）
2,257 人
減少傾向。65歳以上が約75%

知的障がい者（R8）
629 人
H30から約1.2倍に増加

精神障害者保健福祉手帳（R8）
916 人
H30から約1.5倍に増加

障害福祉サービス支給決定者（R7）
592 人
H30年度から約1.4倍

障害福祉サービス給付費（R7）
約16.6 億円
H30年度から約1.8倍

障がい者手帳所持者数等の推移（各年４月１日）

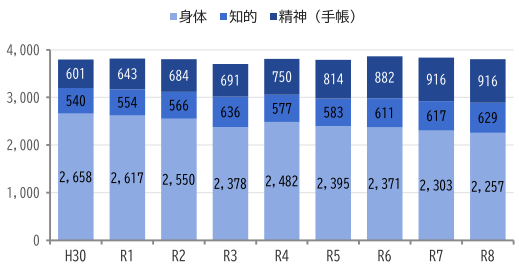

■ ２　前プランの成果と課題および当事者の意向（障がい福祉に関するアンケート調査）

調査対象：障害者手帳所持者500人（18歳以上400人／18歳未満100人、無作為抽出）　実施期間：令和８年７月９日～７月28日　回収：210件（回収率42.0%）

推進目標①　差別や嫌な思いをした体験

「ある」「少しある」は60.5%（前回60.3%）。「ある」は35.0%と前回から8.2ポイント増加。知的・精神障がいで「ある」が高く、場所は「学校・仕事場」55.3%が最多。

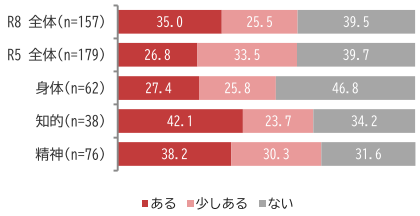

推進目標②　「ボイス」の認知・利用状況

利用経験は24.7%（前回19.0%）に増え、認知は43.2%（前回36.9%）。一方「知らない」が56.8%で、60代では76.5%と年代が高いほど認知が低い。

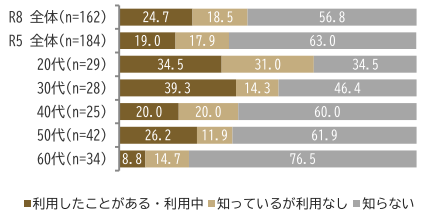

推進目標②　主な介助者と家族不在時の支え

主な介助者は家族（父母・祖父母・兄弟）48.9%（前回63.6%）が最多で、介助者の約６割が50～60代。家族不在時に助けてくれる人が「いない」「わからない」は約６割。

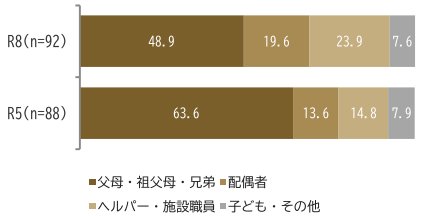

推進目標②　困りごと・相談したいこと

「経済的なこと」43.1%が最多。地域で暮らすために必要な支援も「経済的な負担の軽減」59.2%が最多で、「在宅医療ケアの充実」は19.1%（前回9.0%）に増加。

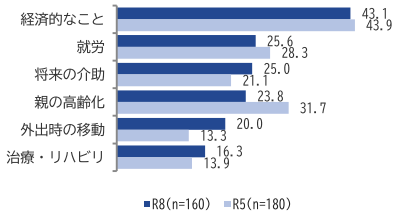

推進目標③　収入と就労の意向

収入を得ている人は40.1%（前回41.0%）で横ばい。収入を得ていない人のうち「仕事をしたいが、できない」は62.8%（前回50.5%）に増加。

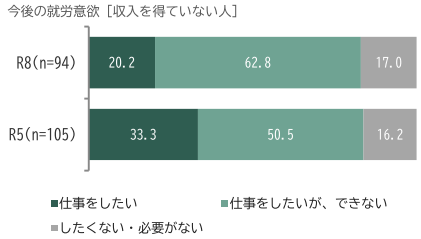

推進目標④　障がい児の困りごと

「進路」56.8%（前回41.7%）が最多。「就労」は43.2%（前回20.8%）と大きく増加。発達障がいの診断を受けている児童は77.8%。

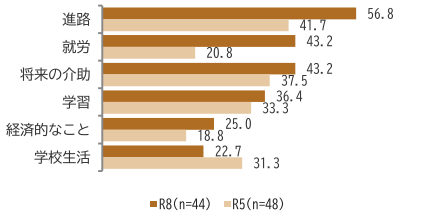

※ 数値は特記のない限り「障がい福祉に関するアンケート調査（令和８年７月）」。前回＝令和５年度調査。複数の障がいを有する場合があるため、障がい種別の合計は全体と一致しない。

凡例：重点 特に力を入れて取り組む事項　マーカー前プランからの主な見直し点

第３章　計画の基本的な考え方　／　第４章　施策の展開

基本目標　「自分らしく、安心して暮らし続けることができるまち」

基本目標・４つの推進目標・施策体系は、目標の実現に向け、なお取組の継続・充実が必要であることから、前プランを継承しつつ、法改正やアンケート結果を踏まえ、取組の中身を見直しました。

目指すまちの姿

- 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自己選択・自己決定によって希望する安心な暮らしをすることができます。
- 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりに居場所や活躍の場があり、支え合いながら共に生きることができます。

推進目標①　誰もが認め合える「関係づくり」

現状の課題（第２章３）

- 差別・偏見で嫌な思いをした人は60.5%。「ある」は35.0%（前回26.8%）に増え、学校・仕事場や外出先で多い
- 既存サービスの認知度向上と、当事者ニーズを反映した情報提供の仕組みが必要
- 市民・事業者への「心のバリアフリー」の理解促進が重要

取組の方向性（第３章２）

- 多様性への理解と支え合いの意識をまち全体へ広げ、インクルーシブ社会を実現
- 差別・偏見・虐待の防止に向けた啓発、心のバリアフリーと**事業者による合理的配慮の提供**を推進
- **手話施策、情報アクセシビリティ、意思疎通支援等で**、誰もが情報を得て意思を表明し、社会参加できる環境を整備

推進目標②　困ったときに頼れる「安心づくり」

現状の課題（第２章３）

- 「ボイス」を「知らない」が56.8%（60代76.5%）。相談支援の人員確保・育成が課題
- 重度心身・医療的ケア・強度行動障がいに対応できる事業所が不足。介護保険との切れ目ない連携が重要
- 介助者の高齢化（50～60代が約6割）、家族不在時に頼れる人が「いない」「わからない」約6割。「親なき後」、経済面、防災面（個別避難計画）への対応が必要

取組の方向性（第３章２）

- 個々の特性やライフステージに寄り添った包括的な支援で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちへ
- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実と、重度心身・医療的ケア・強度行動障がいへのサービスの質向上。**「親なき後」等へ重層的に対応**
- **のぞまないセルフプランの解消、緊急時支援、居住支援**の整備と、**個別避難計画の作成推進**など当事者視点の防災・防犯対策を強化

推進目標③　誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

現状の課題（第２章３）

- 収入を得ている人は40.1%で横ばい。勤務形態は非常勤・派遣（40.3%）が最多
- 「仕事をしたいが、できない」は62.8%に増加。就労選択支援を「知らない」は38.5%。多様な主体の連携による相談・就労支援が重要
- 障がい者団体・家族会等のネットワーク化と情報発信で、社会活動への最初の一歩を後押し

取組の方向性（第３章２）

- 誰もが地域に多様な居場所や活躍の機会を持ち、生きがいを持って暮らせる共生社会を実現
- 施設・病院等から地域生活への移行と受入体制を整備。**相談・アセスメントから就労後の定着・生活支援まで一貫した就労支援**と、多様な働き方・雇用の場を創出
- **移動手段の確保**やバリアフリー環境の整備、文化・スポーツ活動や地域行事への参加を支援

推進目標④　多様な育ちを支える「体制づくり」

現状の課題（第２章３）

- 保育士不足、障がい児保育の専門性の習得が課題。発達障がい診断77.8%、医療的ケアを要する児童も
- 特別支援教育コーディネーターの負担増、こども支援員の確保、支援計画の引継ぎが課題
- 困りごとは「進路」56.8%、「就労」「将来の介助」各43.2%。卒業後まで切れ目ない支援が重要

取組の方向性（第３章２）

- 乳幼児期から**成人期まで**、関係機関が連携した切れ目のない支援ネットワークを強化
- インクルーシブ教育を深化させ、卒業後の暮らしや就労を見据えた相談・支援体制を整備・拡充
- **障がい児本人の意見を尊重し、最善の利益を考慮した**伴走的な相談支援を推進

第４章　施策の展開　各施策の現状と課題・目標・数値目標・主要事業（概要）

１　障がいに対する学びと理解の促進

目標　障がい者福祉を学び、障がい者への理解を持つ地域人材を増やします

数値目標	R7現状→R11目標
福祉に関する学習を実施した学校数	18校 → 18校
支え合いワークショップへの延べ参加人数	235人 → 300人

主要事業

①**福祉教育の充実**：障がいのある人との交流、福祉学習・ボランティア活動への支援、図書館での手話おはなし会

②**理解促進と支え合いの後押し**：学習機会の提供、障害者週間行事、ヘルプマーク周知、手話言語条例に基づく施策、支え合いワークショップ

２　差別や偏見のない共生社会の構築　★重点事業あり

目標　障がい者が尊厳を持ち、誰もが自分らしく快適に暮らせる地域共生社会をつくります

数値目標	R7現状→R11目標
障がいにより差別や嫌な思いをしたことがある人の割合	60.5% → 50.0%

主要事業

①**虐待の防止と早期発見**：啓発、相談・対応、医療機関・保健所等との連携

②**重点　差別の解消と合理的配慮の促進**：民間企業等への働きかけ、圏域差別解消協議会での事例共有

③**「見えない壁」をなくすまちづくり**：公共施設のバリアフリー・UD化、心のバリアフリー啓発、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援、読書環境の整備

１　相談しやすい環境の整備

目標　情報提供と相談体制の充実により、本人の意思を尊重したサービス選択を促進します

数値目標	R7現状→R11目標
「ボイス」を知っている障がい者の割合	43.2% → 50.0%

主要事業

①**分野を超えた連携の強化**：総合的・専門的な相談窓口、重層的支援体制整備事業

②**相談支援体制の充実**：相談員の専門性向上、事業所の確保、緊急時の相談体制、**のぞまないセルフプランの解消**

③**わかりやすい情報提供**：HP・広報での窓口紹介、市外を含む施設・サービス情報

２　生活を支える多様なサービスや制度利用の促進　★重点事業あり

目標　在宅サービスや介護保険との連携により、障がい者と家族の日常生活を支援します

数値目標	R7現状→R11目標
障害福祉サービス支給決定者数	592人 → 627人
障がいがあっても安心して暮らせると感じる市民の割合	25.7% → 調整中

主要事業

①**在宅生活を支援するサービスの充実**：訪問系・日中活動系サービス、地域生活支援拠点等事業、施設整備補助による**重点　強度行動障がい・医療的ケア対応事業所の確保**

②**介護保険サービスの円滑な利用**：共生型サービス、高齢障がい者の利用者負担軽減

③**介護家族への支援**：ヤングケアラー・老老介護の早期発見、介護慰労金、レスパイトケア

３　地域での支え合い体制の構築

目標　困難を抱えた人を我が事として支え合う住民を増やし、関係課・団体・地域との連携を強化します

数値目標	R7現状→R11目標
奉仕員養成講座修了者数	29人 → 29人
避難行動要支援者登録制度に登録する障がい者数	220人 → 250人

主要事業

①**地域共生社会に向けた支え合い**：インフォーマルな支え合いの仕組みづくり、奉仕員養成

②**心のケアの推進**：精神障がい対応の地域包括ケア、こころの健康相談、自殺・依存症対策

③**防災・防犯体制の充実**：個別避難計画の作成促進、障がい特性に応じた情報提供、**福祉避難所の確保・充実**

１　地域における多様な居場所の整備　★重点事業あり

目標　本人の意思を尊重し、地域移行を希望する人が安心して暮らせる体制をつくります

数値目標	R7現状→R11目標
施設入所者の地域移行者数（計画期間中）	1人 → 1人

主要事業

①**地域生活への移行の支援**：施設入所・精神科病院からの移行促進、自立生活援助、自立支援医療

②**地域への受入体制の整備**：**重点　重度・医療的ケア等の居場所の研究**、日常生活自立支援事業・成年後見の周知、ひきこもり対策

２　雇用・就労の機会の拡大　★重点事業あり

目標　新たな雇用を創出し、障がい者が生き生きと働きながら活躍できる機会を広げます

数値目標	R7現状→R11目標
福祉施設から一般就労への移行者数	3人 → 3人
就労によって収入を得ている人の割合	40.1% → 50.0%
市内事業所における障がい者実雇用率	2.0% → 2.7%

主要事業

①**重点　就労移行・継続・定着への支援の充実**：就労移行支援・就労定着支援の利用促進、**就労選択支援の周知**

②**就労機会の拡大**：企業への理解啓発、優先調達、ハローワーク連携

③**新たな働き方の創出**：農福連携、工賃向上のための情報提供・助言

３　多様な社会参加の促進

目標　スポーツ・文化芸術・生涯学習に参加できる環境をつくり、生活を豊かにします

数値目標	R7現状→R11目標
移動支援事業の利用者数	153人 → 164人
地域活動支援センターの障がい者向け講座に参加する人数	46人 → 60人

主要事業

①**文化・スポーツ等社会活動への参加**：発表の場づくり、参加しやすいイベントの研究・開催、生涯学習環境

②**地域活動への参加の促進**：参加しやすい活動への見直し、市民団体・家族会の支援とネットワーク化

１　切れ目ない発達支援

目標　関係機関の連携を強化し、多様化する療育ニーズに切れ目なく対応できる体制をつくります

数値目標	R7現状→R11目標
児童通所の支給決定者数	277人 → 308人

主要事業

①**相談体制の充実**：切れ目のない相談体制、こども家庭センターとの連携、相談員の適正配置

②**早期発見の促進**：園と連携した相談、乳幼児健診

③**療育体制の充実**：保育園での個別支援、保育人材の育成、関係機関とのネットワーク

④**発達障がいへの理解促進**：公開講座、保育士・教職員向け研修

⑤**保護者・家族への支援**：ペアレントサポートプログラム、保護者同士の交流の場

２　教育環境の充実　★重点事業あり

目標　障がい児の能力や可能性を引き出し、希望する進路や将来につながる教育機会を提供します

数値目標	R7現状→R11目標
すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると考える人の割合	47.3% → 調整中

主要事業

①**特別支援教育・インクルーシブ教育の充実**：コーディネーター・特別支援講師・こども支援員の配置、教職員研修、副学籍制度、就学奨励費、**重点　学校（教育委員会）・行政・福祉が連携し、障がい特性や教育的ニーズに応じた切れ目のない支援を実施**

②**進路・教育相談の充実**：学校・行政・就労支援機関の連携、職場見学・体験、早期からの教育相談